



台風第 19 号 関連情報
建築確認申請の手数料等を免除します



ターゲット 13.1

令和元年 11 月 21 日

郡山市都市整備部

開発建築指導課

担当：村上 巧

TEL：924-2371

台風 19 号により被災された方に対して、建築物の確認申請等にかかる手数料及び住家解体証明手数料を免除いたします。

1 対象となる方

半壊以上の「り災証明書」の交付を受けている方

2 免除対象となる手数料

確認申請手数料（計画変更申請手数料を含む）

中間検査申請手数料

完了検査申請手数料

承認、許可及び認定申請手数料

住家解体証明手数料

3 免除期間

被災された日から 1 年間（令和 2 年 10 月 11 日まで）

4 免除に必要な添付書類

令和元年台風 19 号に係るり災証明書（写し可）

5 申請先

開発建築指導課（市役所本庁舎 3 階）電話 924-2371



※ 内容の詳細に
アクセスできます。